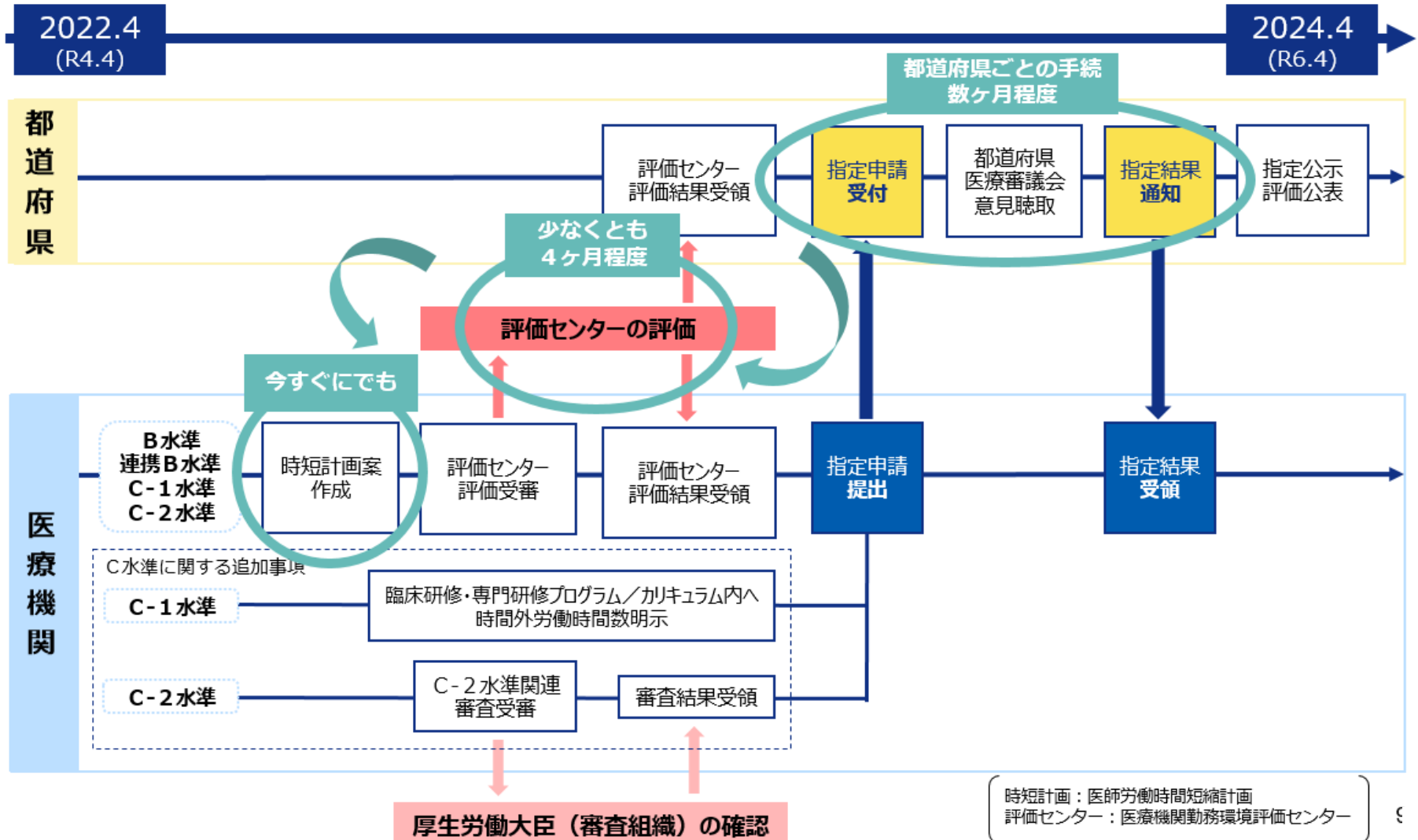


(1) 特例水準の指定に係る手続きの流れ



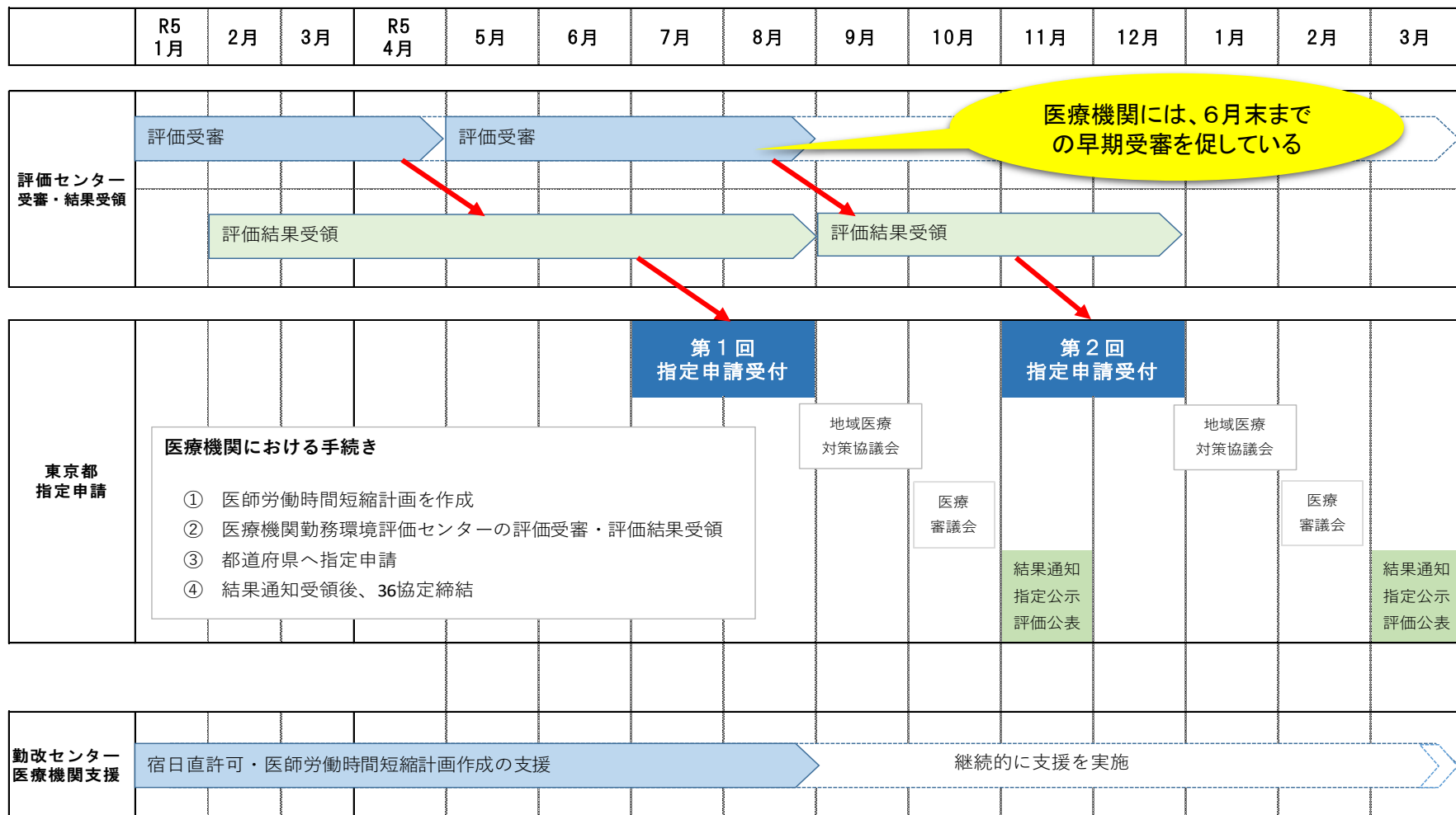
(2) 特例水準対象医療機関の指定のスケジュール

東京都では、特例水準（B水準・連携B水準・C水準）の指定業務を円滑かつ適正に進めるため、医療審議会、地域医療対策協議会等の開催時期を踏まえ、令和5年度に2回、医療機関からの申請を受け付けることといたしました。

【申請受付期間】

第1回 令和5年 7月～ 8月 [令和5年10月予定の医療審議会で意見聴取]

第2回 令和5年11月～12月 [令和6年 2月予定の医療審議会で意見聴取]



(3) 特例水準の指定申請に必要な書類

<全水準共通>

- 申請書（各水準ごと）
- 医師労働時間短縮計画（医療勤務環境評価センターに提出したもの）
- 労働法等の一定の規定の違反がないことを証する誓約書
- 医療機関勤務環境評価センターから受領した「評価結果報告書」

<各特例水準ごとに必要となる資料>

- 特例水準に係る業務があること等を証する資料
 - ・ B水準　：業務内容が記載された資料（救急医療機関等の審査基準を満たすことがわかる資料）
 - ・ 連携B水準：医師派遣の実施に関する資料（派遣先医療機関一覧など）
 - ・ C-1水準　：臨床研修プログラム又は専門研修プログラム
（「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」の記載を含む）
 - ・ C-2水準　：審査機関に提出した医療機関申請書、審査機関から受領した審査結果通知書